

- (1) オグラコウホネの個体の生育のために確保すべき環境
オグラコウホネの個体の生育のためには、その生育環境である池等とともに本種と一体的に生育している植生を適切に維持することが必要である。
- (2) 生育環境の維持のための管理の方針
- ア 工作物の設置
オグラコウホネの生育条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
- イ 土地の形質の変更
オグラコウホネの生育条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。
- ウ 土石の採取等
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
- エ 水面の埋立て、干拓
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
- オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
- カ 木竹の伐採
オグラコウホネと一体的に生育している木竹の伐採は行わないこと。

熊本県告示第 655 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）に基づき、生息地等保護区及び管理地区を指定するので、同条例第34条第7項（同条例第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示し、平成17年6月1日から施行する。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第1 生息地等保護区の指定

- 1 名称
津留生息地保護区
- 2 指定の区域
阿蘇郡高森町大字津留の一部 89.1 ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生動物種
サンショウウオ科 オオダイガハラサンショウウオ (*Hynobius boulengeri* (Thompson,1912))
- 4 指定の区域の保護に関する指針
- (1) オオダイガハラサンショウウオの個体の生息のために確保すべき環境
オオダイガハラサンショウウオの個体の生息のためには、その生息環境である沢、夏緑広葉樹林等とともに本種と一体的に生息・生育している動植物を適切に維持することが必要である。
- (2) 生息環境の維持のための管理の方針
(1)で掲げた本種の生息条件を維持するためには、生息環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生息環境の適切な管理を行うものとする。

第2 管理地区の指定

- 1 名称
津留生息地保護区管理地区
- 2 指定の区域
津留生息地保護区の区域全域
- 3 指定に係る指定希少野生動物種
サンショウウオ科 オオダイガハラサンショウウオ (*Hynobius boulengeri* (Thompson,1912))
- 4 指定の区域の保護に関する指針
- (1) オオダイガハラサンショウウオの個体の生息のために確保すべき環境
オオダイガハラサンショウウオの個体の生息のためには、その生息環境である沢、夏緑広葉樹林等とともに本種と一体的に生息・生育している動植物を適切に維持することが必要である。
- (2) 生息環境の維持のための管理の方針
- ア 工作物の設置
オオダイガハラサンショウウオの生息条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
- イ 土地の形質の変更
オオダイガハラサンショウウオの生息条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。
- ウ 土石の採取等
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。

- エ 水面の埋立て、干拓
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
- オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
- カ 木竹の伐採
オオダイガハラサンショウウオの生息条件が維持できない方法での木竹の伐採は行わないこと。

熊本県告示第 656 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）に基づき、生息地等保護区及び管理地区を指定するので、同条例第34条第7項（同条例第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示し、平成17年6月1日から施行する。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第1 生息地等保護区の指定

- 1 名称
久石生息地保護区
- 2 指定の区域
阿蘇郡南阿蘇村大字久石の一部 17.0 ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生動物種
シジミチョウ科 オオルリシジミ (*Shijimiaeoides divina asonis*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) オオルリシジミの個体の生息のために確保すべき環境
オオルリシジミの個体の生息のためには、その生息環境である短草型草原等とともに本種と一体的に生育している植物を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生息環境の維持のための管理の方針
(1)で掲げた本種の生息条件を維持するためには、生息環境の維持が特に重要であることから、食草のクララの生育数が多く、オオルリシジミの生息環境が最も良好な区域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生息環境の適切な管理を行うものとする。

第2 管理地区の指定

- 1 名称
久石生息地保護区管理地区
- 2 指定の区域
久石生息地保護区の一部 3.0 ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生動物種
シジミチョウ科 オオルリシジミ (*Shijimiaeoides divina asonis*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) オオルリシジミの個体の生息のために確保すべき環境
オオルリシジミの個体の生息のためには、その生息環境である短草型草原等とともに本種と一体的に生育している植物を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生息環境の維持のための管理の方針
 - ア 工作物の設置
オオルリシジミの生息条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
 - イ 土地の形質の変更
オオルリシジミの生息条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。
 - ウ 土石の採取等
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
 - エ 水面の埋立て、干拓
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
 - オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
 - カ 木竹の伐採
オオルリシジミの生息条件が維持できない方法での木竹の伐採は行わないこと。

熊本県告示第 657 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）に基づき、生息地等保護区及び管理地区を指定するので、同条例第34条第7項（同条例第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示し、平成17年6月1日から施行する。

平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第 1 生息地等保護区の指定

- 1 名称
大野生息地保護区
- 2 指定の区域
上益城郡山都町大野の一部 0.2 ヘクタール
- 3 指定に係る指定希少野生動物種
イトトンボ科 モートンイトトンボ (*Mortonagrion selenion*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) モートンイトトンボの個体の生息のために確保すべき環境
モートンイトトンボの個体の生息のためには、その生息環境である滞水地や水田等とともに本種と一体的に生育している植物を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生息環境の維持のための管理の方針
(1)で掲げた本種の生息条件を維持するためには、適切な方法により草刈り等を実施し、遷移の抑制や開放水面の確保に努める。
さらに、本種の生息環境の維持が特に重要であることから、全域を管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生息環境の適切な管理を行うものとする。

第 2 管理地区の指定

- 1 名称
大野生息地保護区管理地区
- 2 指定の区域
大野生息地保護区の区域全域
- 3 指定に係る指定希少野生動物種
イトトンボ科 モートンイトトンボ (*Mortonagrion selenion*)
- 4 指定の区域の保護に関する指針
 - (1) モートンイトトンボの個体の生息のために確保すべき環境
モートンイトトンボの個体の生息のためには、その生息環境である滞水地や水田等とともに本種と一体的に生育している植物を適切に維持することが必要である。
 - (2) 生息環境の維持のための管理の方針
 - ア 工作物の設置
モートンイトトンボの生息条件の維持を困難とするような、工作物の設置は行わないこと。
 - イ 土地の形質の変更
モートンイトトンボの生息条件の維持を困難とするような、土地の形質の変更は行わないこと。
 - ウ 土石の採取等
現状の地形及び地質の維持を図るため、鉱物の採掘及び土石の採取は行わないこと。
 - エ 水面の埋立て、干拓
現状の地形の維持を図るため、水面の埋立て及び干拓は行わないこと。
 - オ 河川、湖沼等の水位、水量の増減
現状の地質の維持を図るため、水位及び水量の増減は行わないこと。
 - カ 木竹の伐採
モートンイトトンボの生息条件が維持できない方法での木竹の伐採は行わないこと。

熊本県告示第 658 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 19 号）附則第 6 項の規定に基づき、特定希少野生動植物保護区の指定を解除するので次のとおり告示する。

平成 17 年 5 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 特定希少野生動植物保護区の指定の解除

保護区の名 称	保護区の位置及び面積
波野村波野 特定希少野生植物保護区	阿蘇市波野大字波野地内 1.8 ヘクタール
泉村岩宇土山 特定希少野生植物保護区	八代郡泉村大字久連子地内 7.0 ヘクタール
牛深市遠見岳 特定希少野生動物保護区	牛深市魚貫崎町地内 59.1 ヘクタール
白水村一関 特定希少野生動物保護区	南阿蘇村大字一関地内 1.3 ヘクタール